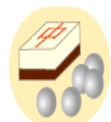


# 特定用途制限地域内のルールの概要

## ● 建てることのできない建物・工作物（特定用途制限地域規定）

特定用途制限地域（準都市計画区域）内では以下の用途の建築物や工作物を建てることはできません。



1. マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの



2. キャバレー、ダンスホールその他これらに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く）



3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの



4. カラオケボックスその他これに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く）



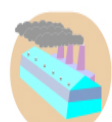
5. 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの



6. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの



7. 危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場（ただし、せっけん、手すき紙、ガラス、瓦等の製造などは除く）



8. 危険性や環境を著しく悪化させるおそれがある工場



9. 産業廃棄物処理施設



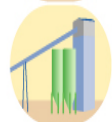
10. ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所



11. 倉庫業を営む倉庫



12. ゴルフ練習場



13. クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの



14. 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設（ただし、屋内施設は除く）

※用途制限の詳細や罰則等については条例及び規則をご覧ください。